

お客様各位

ケイ・タス株式会社

告示加算額変更について

拝啓

貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

いつも「O2Lite」をご愛顧頂き、誠にありがとうございます。

さて、この度、厚生労働省より告示加算額変更について以下の通達がありましたのでご案内申し上げます。

敬具

<厚生労働省告示第百号より>

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第76条第2項の規定に基づき、補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準(平成18年厚生労働省告示528号)の一部を以下のように改正し、令和元年10月1日から適用する。

<改正後1・2(略)>

3 法第76条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める補装具の購入等に係る費用の額の基準は、別表の規定による価格の 100分の106 に相当する額とする。

ただし、第1項ただし書の補装具については、市町村が定める額とする。

4 次に掲げる購入等に係る費用の額の基準は、前項の規定にかかわらず、別表の規定による価格の 100分の110 に相当する額とする。

以上

O2Lite 調整率の変更手順は、www.ktus.jp に記載しておりますので
ご確認の程、何卒よろしく願いいたします。

■お問い合わせ先

ケイ・タス 株式会社 北野・平井

【本社】香川県高松市林町 2217-15 香川産業頭脳化センタービル 302

TEL : 087-813-5222 FAX : 087-813-5223